

# 青森県報

第四千四百八十一号

平成三十年  
七月二十七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 喀痰吸引等業務の登録.....(高 齢 福 祉 保 険 課) 一
- 特定行為業務の登録.....( 同 ) 一
- 保安林の指定解除予定.....(林 政 課) 二
- 右 同.....( 同 ) 二

### 公 告

- 地籍調査の成果の認証.....(農 村 整 備 課) 二

### 公 安 委 員 会

- 警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施.....(保 安 課) 二
- 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施.....( 同 ) 四
- 警備員等の検定の実施.....( 同 ) 五

## 告 示

### 青森県告示第五百三十八号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	登 年 月 日 録	氏名 又は 名 称	住 所	事 業 名 称	所 在 地	業 務 開 始 年 月 日	備 考
〇二五〇 〇七九	平成 三〇・七・二三	社会福祉 の法人福 祉	大和 市切田 市	老人保 健施 設の 苑	大和 市切田 市	平成 三〇・七・二三	介護 老人 保健 施設
〇二五〇 〇八〇	三〇・七・二〇	社会福祉 の法人秋 葉	八戸市 大	八太郎 山療 護園	八戸市 大	三〇・八・一	生活 介護

### 青森県告示第五百三十九号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	登 年 月 日 録	氏名 又は 名 称	住 所	事 業 名 称	所 在 地	業 務 開 始 年 月 日	備 考
〇二〇〇 二二三	平成 三〇・七・二三	青森県	青森市 長	青森県 立あ すな ろ療 育福 祉セ ンタ ー	青森市 大	平成 三〇・七・二三	生活 介護
〇二〇〇 二二三	〃	社会福祉 の法人福 祉	大和 市切田 市	老人保 健施 設の 苑	大和 市切田 市	〃	介護 老人 保健 施設

青森県告示第五百四十号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所  
中津軽郡西目屋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 保安林を解除しようとする理由  
土石採掘用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百四十一号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦菟町字上雲母坂五五の二

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

公 告

地籍調査の成果の認証

青森市、八戸市、五所川原市及びむつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
青森市	細越	内長沢の一部
八戸市	石手洗 田向 十日市	上河原、前河原、向河原、下河原、天狗向河原 十二役の一部 花水河原、姥岩
五所川原市	金木町喜良市相野山の一部	
むつ市	田名部	高田

公安委員会

青森県公安委員会告示第八十五号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成三十年七月二十七日

青森県公安委員長 高 畑 紀 子

一 講習の区分

法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成三十年九月十日(月) から同月十九日(水) まで(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前九時から午後四時五十分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

二十五人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間  
平成三十年八月八日(水) から同月十日(金) までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料  
受講手数料四万七千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間  
講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他  
講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し

し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全課保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第八十六号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成三十年七月二十七日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習の区分

法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成三十年九月十三日（木）から同月十九日（水）までの間（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」とい

う。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成三十年八月九日（木）から同月十日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

こととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書  
(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料二万三千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第八十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成三十年七月二十七日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成三十年十月二十七日（土）午前九時から午後五時までの間

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員である者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること

(3) 警備業務対象施設における保安に関すること

(4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

## (二) 実技試験

- (1) 警備業務対象施設における保安に関すること
- (2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

## 六 検定申請の手続

## 1 検定申請の受付期間及び受付時間

## (一) 受付期間

平成三十年九月十日(月)から同月十四日(金)までの間

## (二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

## (三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

## 2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課)
- (二) 青森県外に住所を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課)

## 3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

## 4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

## 5 受検手数料

一万六千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

## 七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

## 八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
- 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
- 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

## 九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課  
電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭